事 前 届 出 書

年　　　月　　　日

　　東京都台東区長　殿

住所

氏名(事業者)

電話番号　　　　　(　　　　　)

　　　　　　　　※法人にあっては、名称及び代表者名

　上野地区景観形成ガイドラインにおける大規模建築物等の事前届出に関する実施要綱第６条に基づき、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業件名 | 　 |
| 事業概要 |  |
| 計画予定地 | 　東京都台東区 |
| 設計者 | 住所 | 　 | 電話番号 | 　 |
| 事務所名 | 　 | 担当者 | 　 |
| 連絡者 | 住所 | 　 | 電話番号 | 　 |
| 会社名 | 　 | 担当者 | 　 |
| 予定している都市開発諸制度等 | □総合設計制度　□再開発等を定める促進区　□特定街区　□高度利用地区□その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 建築物の概要 | 敷地面積 | m2 | 延べ床面積 | m2 | 建築物の高さ | m |
| 構造・規模 | □RC　　□S　　□SRC　　　　　　　地上　　階／地下　　階 |
| 建物用途 |  |
| 期　間（予定） | 基本設計：開始　　　　年　　　月　　　日　完了：　　　　年　　　月　　　日実施設計：開始　　　　年　　　月　　　日　完了：　　　　年　　　月　　　日工　　事：着工　　　　年　　　月　　　日　完了：　　　　年　　　月　　　日 |
| 眺望点からの視認可否 | □視認できる　　□視認できない |
| 地域ごとの特性に応じた景観へ配慮した事項 | 当該地域の景観上の特性について |  |
| 配慮した事項について |  |

※欄に入りきらない場合は別紙にてお願いいたします。

※提出は正副２部ご用意ください。

※注意がございますので一読の上、手続きを行ってください。

（注意）

・副本返却後も要綱第２条に基づき、世界遺産への影響評価（以下、遺産影響評価）による手続きを完了する必要があります。

・副本返却後も遺産影響評価による手続き完了までは、東京都景観条例（平成１８年東京都条例第１３６号）又は東京都台東区景観条例（平成１４年１０月台東区条例第４３号）による事前協議は行わないで下さい。

・副本返却後に遺産影響評価手続き中に提出した図面から変更があった場合は、要綱第６条の２事前届出（変更）書の提出対象となります。